

愛知県妊産婦等生活援助事業

企画提案応募要領

2024年（令和6年）に施行された改正児童福祉法により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、妊産婦等生活援助事業が新たに創設されました。

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対して、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携等の必要な支援を行い、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる児童福祉法第6条の3第18項に規定された妊産婦等生活援助事業を実施します。

この事業の委託先を公募により選定することとし、下記のとおり企画提案を募集します。

記

1 委託事業名

愛知県妊産婦等生活援助事業

2 委託事業の概要

(1) 委託事業の目的

相談支援や日常生活上の支援を実施し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の推進を図ります。

(2) 委託事業の内容

妊産婦等からの相談受付、支援計画の策定、一時的な住居や食事の提供などを実施する妊産婦等生活援助事業所を設置します。

(3) 委託の期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 契約の規模

契約金の上限は、58,047,000円とします。

年度ごとの契約金額の内訳は以下のとおりです。

・令和8年度 15,086,000円（令和8年10月1日～から令和9年3月31日）

・令和9年度 28,584,000円（令和9年4月1日～から令和10年3月31日）

・令和10年度 14,377,000円（令和10年4月1日～から令和10年9月30日）

なお、本事業は消費税法基本通達第6章非課税範囲第7節社会福祉事業等の非課税範囲に含まれるため非課税となります。

(5) 契約相手方数

1者

3 応募資格

応募資格は、別紙のとおりです。

4 企画提案の方法

(1) 提出する書類

「企画提案書作成要領」に基づいて必要書類を作成し、提出してください。

なお、企画提案は、1者につき1案とします。

(2) 提出期間

令和8年4月22日（水）～令和8年5月20日（水）午後5時（必着）

- (3) 提出先
愛知県福祉局児童家庭課 児童入所施設グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）
- (4) 提出方法
持参、郵送又は宅配便により、書面により提出するものとします。
郵送又は宅配便による場合は、令和8年5月20日（水）午後5時以降に愛知県庁に到着したものは無効とします。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知県庁への到着時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとします。

5 企画提案に関する説明会の開催

- (1) 日時
令和8年4月24日（金）午前10時30分から
- (2) 場所
愛知県三の丸庁舎 B105 会議室
（名古屋市中区三の丸2丁目6番1号）
- (3) 参加方法
令和8年4月23日（木）午後5時までに下記連絡先までメールでお申し込みください。メールには、団体名、参加予定者名、連絡先を明記してください。
1団体につき、2名までの参加とします。

6 企画提案の選考方法

- (1) 選考方法
企画提案の選考方法は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）によるものとします。
一次審査は5月下旬を予定しています。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査により選考します。
二次審査は令和8年5月29日（金）を予定しています。日時等の詳細は、一次審査終了後、選考通過者に通知します。
また、選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととします。
なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。
- (2) 選考基準
選考においては、社会的価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）について総合的な評価を行います。
- (3) 選考結果の通知
選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。
- (4) 一次選考通過者数
5者程度を予定
- (5) 一次選考結果発出日（予定）
令和8年5月22日（金）

7 企画提案書の帰属等

- (1) 提出された企画提案書については、返還しません。
- (2) 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、愛知県が判断します。

8 その他

- (1) 企画提案に係る経費（必要書類の作成及び提出等）は愛知県では負担しませんので、各応募者で負担してください。
- (2) 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号。以下「財務規則」といいます。）第129条の2の規定により、契約金額の100分の10とします。ただし、財務規則第129条の3各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 代金の支払いは、原則として精算払とします。ただし、愛知県との協議により概算払を認めることができるものとします。
- (4) 契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。
- (5) 本事業の契約相手方については、「愛知県児童養護施設等環境改善事業費補助金」による妊産婦等生活援助事業所を開設するために必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う事業の補助を受けることが可能です。本補助金の手続き等については、本事業の契約相手方に別途ご案内します。なお、愛知県妊産婦等生活援助事業の契約締結が本補助金の交付を保証するものではありません。また、補助金の交付決定前に着手した事業については、補助金の交付対象にはなりません。
- (6) 業務の実施に当たっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が是正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従ってください。

9 問い合わせ先

本委託事業に関する問い合わせは、令和8年4月30日（木）までにメールでお願いします。なお、メールによる場合は、件名を「問い合わせ（愛知県妊産婦等生活援助事業）」としてください。

問合せに対する回答は、令和8年5月8日（金）（予定）に、質問者を伏せた上で以下の愛知県のWebサイトに掲載します。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/ninsanpuboshu.html>

担 当 愛知県福祉局児童家庭課 児童入所施設グループ（鬼頭）
住 所 〒460-8501
名古屋市中央区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）
電 話 052-954-6980（ダイヤルイン）
E-mail jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

愛知県妊産婦等生活援助事業 応募資格

1 企画競争の参加には、次に該当する者であることを要件とする。

- (1) 愛知県内に事務所を有する者
- (2) 母子生活支援施設や乳児院、医療機関を運営する者のほか、妊産婦への相談支援や生活支援の事業実績を有する者であること。

2 ただし、1の各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号にかける要件すべてを満たさない者は、欠格とする。

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。